平成２４年（フ）第１８７６号
横浜市旭区左近山16番地８　左近山団地１街区12棟301号
債務者　濱岡ちづ子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４６６３号
大阪市大正区平尾２丁目24番４―103号
債務者　宮里由紀子
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２７号
東京都八王子市川町599番地14
債務者　松本　紀枝
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月１日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８３９号
東京都日野市旭が丘２丁目32番地の８旭が丘ハイツ310
債務者　角田　　清
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第８４０号
東京都国分寺市本多１丁目２番28号中建国分寺コーポ306
債務者　大山　　學
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９１３号
東京都国立市中３丁目７番地の27マグノリア201
債務者　萩原　俊夫
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１６５４号
横浜市南区南太田１丁目16番22―401号
債務者　小林　芳一
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６６０号
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　ＦＩＳ青葉105号
債務者　小崎由規謙
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３１号
静岡市葵区野田平201番地
債務者　久堀　誠紀
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４３号
愛媛県喜多郡内子町城廻500番地
債務者　山内　　鮎
1　決定年月日時　平成24年９月５日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午前10時
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第３７７号
岡山市東区東平島1460番地14
債務者　片岡　亜紀（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４５号
岡山県備前市吉永町南方770番地
債務者　光友　　誠（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４５１号
岡山市東区大多羅町100番地Ｃ－３
債務者　玉川秀夫こと　薛　　慶秀
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月22日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０４４９号
東京都練馬区関町北２丁目31―４　第９小野ビル201
債務者　後藤由美子（旧姓中矢）
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０４９６号
東京都目黒区原町２丁目６－３―302
債務者　西澤　智栄（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成24年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１０５２２号
神奈川県鎌倉市坂ノ下32―17―203
債務者　正木　　愛
1　決定年月日時　平成24年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部